

②«創業»国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時R1-009	京都市 株式会社ビーパックス 日本自動車用フィルム施工協会	窓用遮熱フィルム 装着車に関する車 検手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の車検では窓ガラスに遮熱フィルムが装着されている場合、ディーラー等は可視光線透過率を測定器で計測しているが、測定器を保有していないディーラー等が多い。 ・フィルムが装着されている場合、測定器を保有していないディーラー等では次の対応を取らざるを得ない。 <ol style="list-style-type: none"> 1 車検の注文を断る(機会損失) 2 陸運局に持込み、透過率の測定を依頼する(追加負担の発生、非効率) 3 フィルムをはがし、車検を実施する(自動車所有者の経済的損失) ・そのため、車検時に自動車の所有者から窓ガラスの透過率に関する証明書(※)の提出がある場合、ディーラー等は点検業務のうち窓ガラスの透過率測定を免除する取扱いを可能とする。 (※)国家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)がフィルムの装着時に発行する測定結果に関する証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法第九十四条の五において、指定自動車整備事業者は、自動車を国土交通省令で定める技術上の基準(以下、「保安基準」という。)により点検し、保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明することとしており、保安基準の一部を別の国家資格者が証明することを認めていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送車両法施行規則第三十五条の四 別表第二(第三十五条の四関係) 新規検査及び予備検査 一 道路運送車両法施行規則第三十五条の四 別表第二(第三十五条の四関係) 新規検査及び予備検査 一 道路運送車両法施行規則第三十五条の四 別表第二(第三十五条の四関係) 新規検査及び予備検査 三 道路運送車両法施行規則第三十五条の四 別表第二(第三十五条の四関係) 継続検査、臨時検査及び構造等変更 検査 一 道路運送車両法施行規則第三十五条の四 別表第二(第三十五条の四関係) 継続検査、臨時検査及び構造等変更 検査 二 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定自動車整備事業者が、自動車を国土交通省令で定める技術上の基準により点検するに当たっては、国家資格者が発行する測定結果の「証明書」の確認によって、フロントガラス等の可視光線透過率の測定を免除する。 ・審査結果の通知及び国家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)が発行する測定結果の「証明書」がある自動車については、その内容を審査することにより検査するものとする。 ・保安基準適合証の提出がある自動車については、当該登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書及び審査結果の通知の内容又は保安基準適合証に加え、国家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)が発行する測定結果の「証明書」を審査することにより検査するものとする。 ・審査結果の通知及び国家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)が発行する測定結果の「証明書」がある自動車については、その内容を審査することにより検査するものとする。 ・保安基準適合証の提出がある自動車については、当該保安基準適合証に加え、国家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)が発行する測定結果の「証明書」を審査することにより検査するものとする。 	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車部品は経年劣化することから、その時点の保安基準適合性を審査する車検の際に、フィルム装着時の証明書により保安基準適合性を判断することはできません。 ・しかしながら、自動車の車検に関し、指定整備事業者(いわゆる民間車検場)が保安基準適合性の審査を行う場合、確認方法に特段の定めはないため、指定整備事業者の判断のもと、フィルム施工業者が保有する可視光線透過率測定器を使用し保安基準適合性の判断を行うことは可能です。それにあたり、国家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)の証明書は求めていません。 ・なお、国の自動車検査業務を実施する自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会では、可視光線透過率測定器を所有しており、事業者や申請者に負担をかけることなく保安基準適合性の判断が可能であることから、同証明書は求めていません。